

## 国立市所蔵美術品貸出事業実施要領

令和5年9月 教育部生涯学習課決定

(目的)

**第1条** この要領は、国立市が所蔵する美術品（以下、「美術品」という。）の一部を貸し出し、展示することにより、市民が鑑賞する機会を増進し、もって「文化と芸術が香るまちくにたち」の醸成に資することを目的とする。

(対象美術品)

**第2条** 本事業の対象となる美術品は、別表に定めるもののうち、貸し出しができる状態のものとする。

(貸出対象者)

**第3条** 本事業において美術品を借り受けることができる者は、市内に所在する事業所等の代表者とする。

(貸出要件)

**第4条** 美術品の貸出にあたっては、次に掲げる要件全てを満たしていることを条件とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 展示内容等についてあらかじめ市と協議し、本事業の目的等に合致していることの確認ができていること。
- (2) 展示場所が不特定多数の客人が出入りする市内の施設にあり、市長が認める場所であること。
- (3) 展示場所の施錠管理や空調管理が適切に行われる等、美術品を適切に維持管理できること。
- (4) 必要な保険に加入できること。

(貸出期間)

**第5条** 美術品の貸出期間は、借り受けた日から1か月以上かつ1年以内とする。ただし、次の貸出予約がない場合は、通算して1年6か月を超えない範囲で1回に限り更新することができる。

(費用負担)

**第6条** 美術品の貸出は無料とする。ただし、貸出期間中の破損、紛失等に係る保険費用、貸出後の設置、展示及び運搬に要する費用は、借り受けた者(以下、「借主」という。)の負担とする。

(申請手続)

**第7条** 美術品を借り受けようとする者は、国立市所蔵美術品貸出申請書(第1号様式)を市長に提出して申請しなければならない。第5条ただし書の規定により更新して借り受ける場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、貸出の許可または不許可を決定し、国立市所蔵美術品貸出許可・不許可通知書(第2号様式)により、当該申請を行った者に通知する。

(貸出及び返却の方法)

**第8条** 美術品は、国立市が指定する場所において貸し出すものとする。

2 美術品の貸出ならびに返却の際は、美術品検品表(第3号様式)を用いて両者において検品するものとする。

(遵守事項)

**第9条** 借主は、市から借り受けた美術品について、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 人目がつく場所に展示するとともに、盗難や汚損等がないよう対処すること。
- (2) 善良な維持管理に努め、常に清潔な状態に保つこと。
- (3) 譲渡、交換及び転貸しないこと。
- (4) 本事業を利用して営利活動を行わないこと。
- (5) 国立市所蔵品であることの明示を行うこと。
- (6) 美術品のみを対象とした撮影は行わないこと。また、鑑賞者に対し注意喚起を行うこと。
- (7) 市の承認を得ずに、許可した展示場所以外で展示を行わないこと。

(貸出許可の取消等)

**第10条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、美術品の貸出許可を取り消すことができる。

- (1) 借主がこの要領の規定に違反したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めたとき。

(返却)

**第11条** 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、美術品を速やかに返却しなければならない。

- (1) 第5条に規定する貸出期間の満了日。
- (2) 借主の都合により、美術品を借り受ける必要がなくなったとき。
- (3) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 前条に規定する取消の決定を受けたとき。

(損害賠償)

**第12条** 借主は、借り受けた美術品を破損し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、賠償金額の全部または一部を免除することができる。

(その他)

**第13条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。